

**剣淵町不妊治療交通費助成事業について**

　剣淵町では保険適用となる不妊症の治療を受けている方に、医療機関を受診する際の交通費の一部を助成します。

【対象者】

1. 保険適用となる不妊症の治療（保険と併用できる先進医療を含む。）を受けている方
2. 法律上の婚姻又は事実婚をしている方
3. 夫婦のいずれか又は両方が町内に住所を有している方
4. 町税及び使用料等の滞納がない方
5. 申請する期間中に医療機関を受診する際の交通費について、剣淵町以外からの助成を受けていない方

【助成額】

〇公共交通機関利用の場合

　鉄道の運行区間の普通旅客運賃相当額を助成します。ただし、１往復につき2,260円を上限とします。

〇自家用車利用の場合

　自宅から医療機関までの距離区分に応じて別表に定める額を助成します。

【別表】

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 助成金額 |
| 往復の使用距離10㎞未満 | 200円 |
| 往復の使用距離10㎞以上20㎞未満 | 400円 |
| 往復の使用距離20㎞以上30㎞未満 | 600円 |
| 往復の使用距離30㎞以上40㎞未満 | 800円 |
| 往復の使用距離40㎞以上50㎞未満 | 1,000円 |
| 往復の使用距離50㎞以上60㎞未満 | 1,200円 |
| 往復の使用距離60㎞以上70㎞未満 | 1,400円 |
| 往復の使用距離70㎞以上80㎞未満 | 1,600円 |
| 往復の使用距離80㎞以上90㎞未満 | 1,800円 |
| 往復の使用距離90㎞以上100㎞未満 | 2,000円 |
| 往復の使用距離100㎞以上 | 2,200円 |

【申請に必要な書類】

①剣淵町不妊治療交通費助成金交付申請書

②不妊治療受診証明書

③交通費（自家用車を除く。）を支払ったことを証明する領収書の写し

④夫婦であることを証明できる書類（法律上の婚姻をしている場合で、住民基本台帳で確認できる場合は、不要）

⑤事実婚関係に関する申立書及び戸籍謄本（事実婚関係にある場合に限る）

＊①と②は剣淵町ホームページからダウンロードできます。

＊公共交通機関を利用し、領収書がない場合は、自家用車利用の場合と同様の助成額となります。

１クールの治療が終了した方は、お早めにご申請ください。そのほか、なにかご不明な点がありましたら、お気軽に下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

ふれあい健康センター内　健康福祉課保健グループ　TEL0165-34-3955